

みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金の手引き

1 事業の主旨

【住宅用太陽光発電設備】、【高効率給湯器設備】を新たに設置する個人の方に、費用の一部を補助することにより、二酸化炭素（CO₂）の削減を図り、地球温暖化防止対策の推進及び新エネルギーの普及を図ります。

2 補助対象者

- (1) 町内の自ら居住する住宅（店舗等との併用住宅可）に設置する方及び、補助対象設備が設置された自ら居住する予定の住宅（建売住宅）を購入する方。（※ただし、建売住宅は居住実績がないもの。）
- (2) 町民である方又は町民となることが確実であると認められる方。
※町民とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている方をいいます。
- (3) 当該年度中に工事が完了し、実績報告書を提出できる方。
- (4) 世帯の全員に町税等の滞納がない方。
- (5) 過去において本町から同じ内容の補助を受けていない方。（※過去に太陽光発電設備の補助金を受けた後、高効率給湯器の補助金を受けることは可能、又その逆も可能。）

3 補助対象とならない場合

次のいずれかに1つでも該当する場合は補助金の対象となりません。

(1) 補助金申請者

- ① 過去において本町から同じ内容の補助金を受けた方。（※過去に太陽光発電設備の補助金を受けた後、高効率給湯器の補助金を受けることは可能、又その逆も可能。）
- ② 町民でない方又は町民となることが確実でない方。（※申請時に町民でなくても、実績報告時に町内の設備を設置する住宅に居住し、住民登録が済んでいれば補助金を受けることは可能。）
- ③ 法人及び個人事業者。
- ④ 世帯員のいずれかに町税等の滞納がある方。
- ⑤ 当該年度中に、工事が完成する見込みがない方、又は建物の引渡を受ける見込みがない方。
- ⑥ 補助対象設備が設置された居住実績のある建売住宅（中古住宅）を購入された方。

(2) 太陽光発電設備

- ① 太陽光発電設備の増設となる設備。（※過去に電力受給を開始した設備に対して増設する設備。）
- ② 太陽電池モジュールの公称最大出力が10キロワット以上となる設備。（※パワーコンディショナで10キロワット未満に制限をかけた場合でも補助対象とならない。）
- ③ 太陽電池モジュールの公称最大出力が1キロワット未満の小規模の設備。

- ④ 移設したもの。（※他の場所から移設して現在の場所に設置したもの。）
- ⑤ 日本工業規格等で認められていないもの。
- ⑥ 集会所等、申請者本人が居住していない建物へ設置するもの。
- ⑦ 申請者自らが居住せず、賃貸、販売等営利目的で住宅用太陽光発電設備を設置する場合。
- ⑧ 別荘など一時的に使用する住宅に住宅用太陽光発電設備を設置する場合。
- ⑨ 申請者自ら居住する住宅に電力を供給する目的以外で、住宅用太陽光発電設備を設置する場合。
- ⑩ いわゆる「屋根貸し」等に該当する、固定価格買取制度（全量買取制度）の適用を受けるもの。

（３）高効率給湯器

- ① 移設したもの。（※他の場所から移設して現在の場所に設置したもの。）
- ② 集会所等、申請者本人が居住していない建物へ設置するもの。
- ③ 申請者自らが居住せず、賃貸、販売等営利目的で高効率給湯器を設置する場合。
- ④ 別荘など一時的に使用する住宅に高効率給湯器を設置する場合。
- ⑤ 申請者自ら居住する住宅に給湯する目的以外で、高効率給湯器を設置する場合。

（４）工事契約及び代金支払いの形態

- ① 補助金申請者、工事契約者、代金支払者、電力受給契約者が、全て同一の個人でない場合。
- ② 法人及び個人事業者が工事契約し、代金を支払い、又は電力受給契約をする場合。
- ③ 自己契約の場合。（※申請者自身が申請者自身と工事契約し代金支払いをする契約。）

４ 申請の受付について

- (1) 予算の範囲内において、補助金交付申請を先着順に受け付けます。
- (2) 申請書等に必要事項を記入、捺印し、添付書類と一緒に生活水道課（役場本庁地下２階）に提出してください
- (3) 申請書持参者が本人でない場合（代理業者等）は名刺または氏名連絡先がわかるものを添付してください。
- (4) 受付受領書及び必要書類を受け取ります。
- (5) 後日担当者が、補助対象者の確認及び書類を確認後、不備がなければ、台帳へ記入します。
※この時点の先着順となります。
- (6) 補助対象者の条件及び補助要件を満たしていない場合は、申請を取り消しさせていただきます。また、書類の不備があれば申請者へ連絡し、必要書類の提出を求めます。

５ 補助要件及び補助金額について

（１）太陽光発電設備

- ① 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系しているもの。

- ② 電力会社と受電契約を結び、かつ余剰電力の買取契約が結ばれているもの。
- ③ 太陽電池の公称最大出力の合計が1キロワット以上10キロワット未満のもの。（※パワーコンディショナで10キロワット未満に制限をかけた場合でも補助対象とならない。）
- ④ 日本工業規格等で認められているもの。
- ⑤ 未使用品であるもの。

【補助金の額】

設置する太陽電池の最大出力の値（キロワット表示とし、小数点第3位を切り捨てる。以下同じ。）に**2万5千円**を乗じて得た額（千円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）とする。ただし、**補助金の上限は10万円**とする。

(2) 太陽熱温水器（高効率給湯器）

- ① 太陽光に含まれる赤外線を熱として水を温める装置であり、集熱器と貯湯層が一体型または分離型のもの。
- ② リース品の設置は対象外。購入したものを設置する場合に限る。
- ③ 水を自然に循環させるもの又は、水又は不凍液を強制的に循環させるもの。
- ④ ヒートポンプとの併用システムは対象外。太陽光発電モジュール一体型は対象。
- ⑤ 未使用品であるもの。

【補助金の額】

| | | |
|-------|-------|----------------|
| 自然循環式 | 1家庭1台 | 20,000円 |
| 強制循環式 | 1家庭1台 | 40,000円 |

(3) エコキュート（高効率給湯器）

- ① ヒートポンプ方式でCO2冷媒を使用していること。
- ② 年間給湯効率（社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4050：2007Rに基づく指標）が3.0以上であること。ただし、寒冷地若しくは塩害地向け機種、2缶タイプ、内蔵缶体角型1缶タイプ、貯湯容量200リットル以下の小容量タイプ、多機能タイプについては、2.7以上であること。
日本工業規格であるJISC9220（以下「JIS」とする。）の性能表示しかない機種については、風呂保温機能のある機種は、年間給湯保温効率（JIS）が2.8以上であること。風呂保温機能のない機種は、年間給湯効率（JIS）が2.9以上であること。ただし、寒冷地若しくは塩害地向け機種、2缶タイプ、内蔵缶体角型1缶タイプ、貯湯容量200リットル以下の小容量タイプ、多機能タイプについては、風呂保温機能のある機種は、年間給湯保温効率（JIS）が2.4以上であること。風呂保温機能のない機種は、年間給湯効率（JIS）が2.5以上であること。
- ③ 未使用品であるもの。

【補助金の額】

1家庭1台 **40,000円**

(4) エコジョーズ又はエコフィール（高効率給湯器）

- ① 潜熱を回収するための熱交換器を備え、従来捨てていた排気ガス中の熱を利用し熱交換率を高めたもの。
- ② 給湯効率が90%以上であること。
- ③ 定格給湯能力が60号以下であること。
- ④ 未使用品であるもの。

【補助金の額】

1家庭1台 **20,000円**

(5) エコウィル（高効率給湯器）

- ① ガスエンジンユニット及び貯湯ユニットから構成されている熱の供給を目的とした家庭用コージェネレーションシステムであること。
- ② ガスエンジンユニットは、小出力発電設備（10キロワット未満）で発電及び排熱利用の総合効率が低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上であること。
- ③ 貯湯ユニットは、(社)日本水道協会品質認証センターの給水器具（湯桶器等）の認証登録、又は(財)日本ガス機器検査協会の給水装置認証登録があること。
- ④ 貯湯ユニットは、ガスエンジンユニットの排熱を吸収できる貯湯槽であり、貯湯容量が90リットル以上であること。
- ⑤ 貯湯槽には対となるガスエンジンユニットから供給されるエネルギー以外の熱の流入がないこと。
- ⑥ 未使用品であるもの。

【補助金の額】

1家庭1台 **40,000円**

(6) エネファーム（高効率給湯器）

- ① 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成されており、燃料から水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用する家庭用コージェネレーションシステムであること。
- ② 燃料電池ユニットの発電能力が、定格運転時において0.5キロワットから1.5キロワットであり、熱出力温度（燃料電池ユニット部出口における温水温度）が50℃以上であること。
- ③ 燃料電池の排熱を回収し、熱を有効利用できる機構を持つものであること。
- ④ 定格運転時における総合効率が低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上であること。
- ⑤ 貯湯容量50リットル以上のタンクを有し、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるものであること。
- ⑥ 未使用品であるもの。

【補助金の額】

1家庭1台 **40,000円**

(7) ハイブリッド給湯器（高効率給湯器）

- ① ヒートポンプ方式とガス熱源器を組み合わせた給湯器であること。
- ② ヒートポンプは自然冷媒を使用していること。
- ③ ガス熱源器は潜熱回収型で給湯効率が90%以上であること。
- ④ 未使用品であるもの。

【補助金の額】

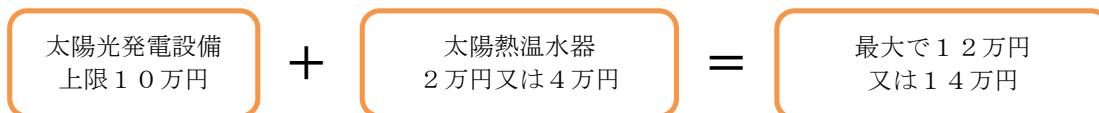
1家庭1台 **40,000円**

6 補助対象施設の併用設置について

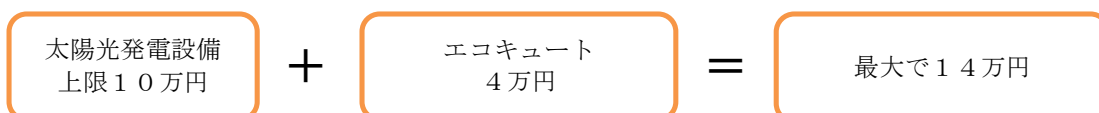
(1) 併用可能な場合

太陽光発電設備と高効率給湯器の併用申請は可能です。併用が可能な例として、次の組み合わせが挙げられます。

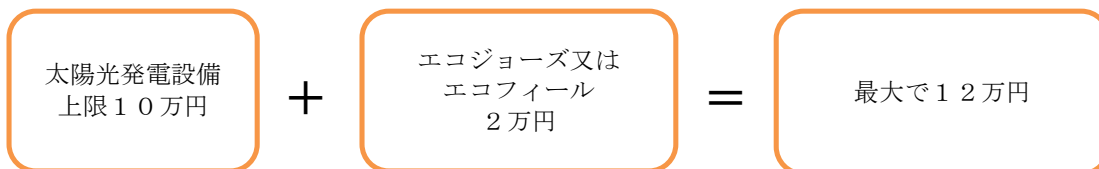
○太陽光発電設備＋太陽熱温水器の設置＝併用可能



○太陽光発電設備＋エコキュートの設置＝併用可能



○太陽光発電設備＋エコジョーズ又はエコフィールの設置＝併用可能



その他、太陽光発電設備とエコウィル、太陽光発電設備とハイブリッド給湯器なども可能です。

(2) 併用不可能な場合

高効率給湯器同士の併用申請は不可能です。併用が不可能な例として、次のような組み合わせが挙げられます。

○太陽熱温水器＋エコキュート＝併用不可能

○エコジョーズ又はエコフィール＋ハイブリッド給湯器＝併用不可能

○エコウィル＋エネファーム＝併用不可能 など

7 申請方法及び添付書類などについて



申請者が提出する書



町から通知する書類

補助金交付申請書（様式第1号）

※太陽光発電設備の申請。
※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

※申請から補助金交付までに必要な全ての書類は生活水道課（役場本庁舎地下2階）に提出すること。
※郵送での提出は原則不可とする。
※申請書や実績報告書等の記載内容を訂正する場合は、訂正印を押印すること。

○添付書類（※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）

①発電設備の仕様書。（※補助要件が確認できるもの。）

※ 補助要件及び補助金額についてを参照。

②発電設備設置に係る費用の内訳が記載された見積書又は契約書の写し。

③設置予定場所の案内図。（※設備を設置する建物の場所。）

④その他町長が必要と認めるもの。

補助金交付申請書（様式第2号）

※高効率給湯器設備の申請。
※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

※申請から補助金交付までに必要な全ての書類は生活水道課（役場本庁舎地下2階）に提出すること。
※郵送での提出は原則不可とする。
※申請書や実績報告書等の記載内容を訂正する場合は、訂正印を押印すること。

○添付書類（※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）

①給湯器の仕様書。（※補助要件が確認できるもの。）

※ 補助要件及び補助金額についてを参照。

②給湯器設置に係る費用の内訳が記載された見積書又は契約書の写し。

③設置予定場所の案内図。（※設備を設置する建物の場所。）

④その他町長が必要と認めるもの。

補助対象者の条件確認及び申請書類の審査

※補助対象者の条件及び補助対象設備の要件を満たしていない場合は、申請を取り消す。
※書類の不備があれば申請者へ連絡し、必要書類の提出を求める。

補助金交付決定通知書（様式第3号）

工事着工又は
建物引渡

※交付決定通知を受けた後、工事の着工又は建物の引渡を受けなければならない。
※補助金交付申請書は、工事の着工前又は建物の引渡前に期日の余裕をもって提出すること。

※変更が生じたら…

変更等承認申請書（様式第4号）
※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

補助事業変更等承認通知書（様式第5号）

工事完成又は
建物引渡

※工事は、交付決定日から既築建物では3ヶ月以内、新築建物では6ヶ月以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに完成させること。
※建売住宅の場合は、交付決定日から、3ヶ月以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに引渡を受けること。

実績報告書（様式第6号）
※太陽光発電設備の実績報告。
※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

※実績報告書は、補助事業が完了した日から
30日以内又は当該年度の3月31日のい
ずれか早い日までに提出すること。
※郵送での提出は原則不可とする。

○添付書類（※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）

①補助事業の実施状況を示す写真。（※カラー写真、カラー印刷とする。）

i 太陽電池モジュールが搭載された建物の全景写真。

※外観から太陽電池モジュールの設置が確認できるもの。

※居住する住宅以外に太陽電池モジュールを設置した場合、居住する住宅の写真も併
せ
て提出すること。

ii 設置された太陽電池モジュール全ての枚数が明確に確認できる写真。

※太陽電池モジュールの写真が複数枚となる場合、お互いの写真の位置関係がわかる
こ
と。

※屋根の形状によって、いくつもの面に太陽電池モジュールを設置した場合、それら
の
全ての面を撮影すること。

※設置面や建物の都合上、太陽電池モジュールの全枚数の写真撮影が不可能な場合、
太
陽電池の割付図も添付すること。

iii 設置されたパワーコンディショナの写真。

※全景及びメーカー名及び品名及び型式番号及び定格出力等が明確に確認できるもの。

iv 設置された電力量計の写真。

②補助事業の実施に係る領収書の写し。

※太陽光発電設備の設置費用とわかるもの。

③電力会社との電力受給契約を締結したことを証する書類の写し

※受給契約申込書の写し等。ただし、申請者本人が申し込みし、受付番号等が明記され
電
力会社が承諾したことが確認できるもの。

④電力受給の開始を証する書類の写し

※検針票又はインターネット上で確認できる購入電力量のお知らせの写し等。

⑤竣工検査の試験記録書の写し。

※メーカーが発行する出力対比表の写しでも可。

⑥その他町長が必要と認めるもの。

実績報告書（様式第7号）

※高効率給湯器設備の実績報告。
※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

※実績報告書は、補助事業が完了した日から
30日以内又は当該年度の3月31日のい
ずれか早い日までに提出すること。
※郵送での提出は原則不可とする。

○添付書類（※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）

①補助事業の実施状況を示す写真。（※カラー写真、カラー印刷とする。）

i 給湯器が設置された建物の全景写真。

※外観から給湯器の設置が確認できるもの。

ii 設置された給湯器の全景写真。

iii 設置された給湯器のメーカー名及び品名及び型式番号等が明確に確認できる写真。

②補助事業の実施に係る領収書の写し。

※高効率給湯器の設置費用とわかるもの。

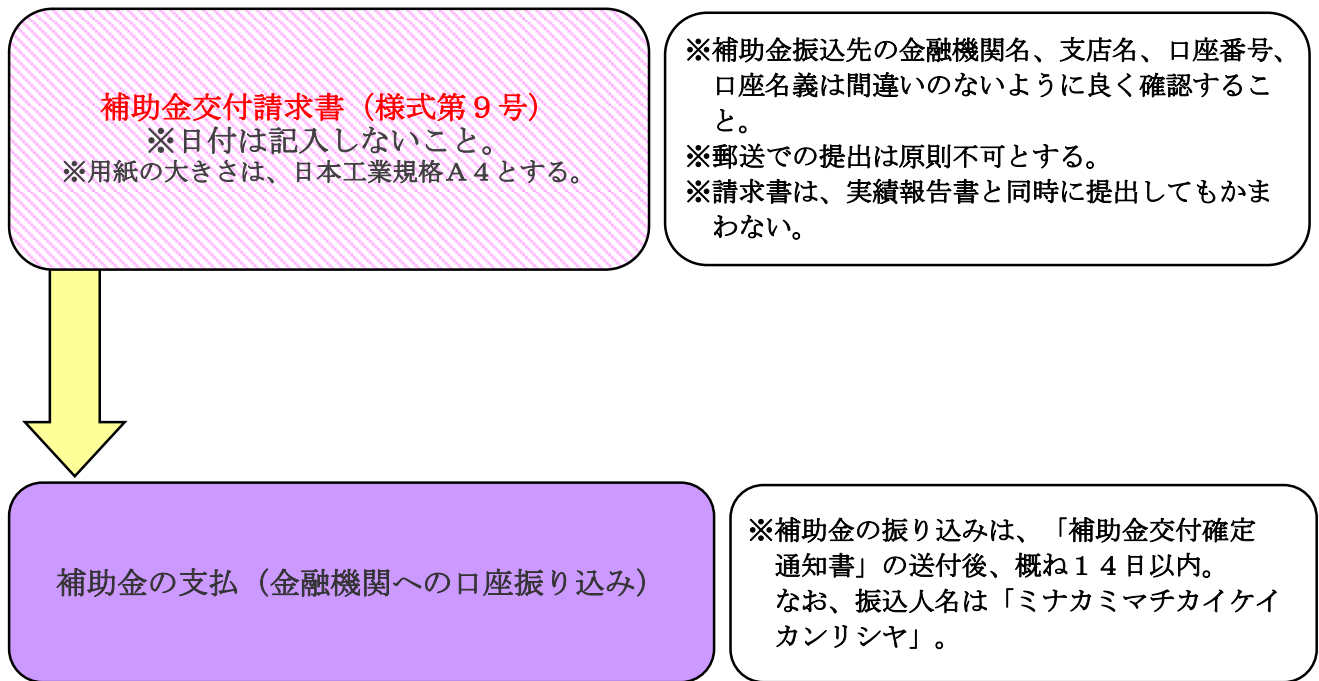
③その他町長が必要と認めるもの。

実績報告書の審査及び必要に応じた現地調査

※補助対象者の条件及び補助対象設備の要件
を満たしていない場合は、申請を取り消す。
※書類の不備があれば申請者へ連絡し、必要
書類の提出を求める。

確定通知書（様式第8号）

※実績報告書類の審査等を行い、不備がなければ概
ね14日以内に「補助金交付確定通知書」を送付
する。



8 補助金額の確定及び振込の時期

- (1) 提出された実績報告書類の審査などを行い、不備などがなければ概ね14日以内に交付の可否、金額、条件などを決定して「補助金交付確定通知書 (様式第8号)」を送付します。
- (2) 補助金の振り込みは、「補助金交付確定通知書 (様式第8号)」の送付後、概ね14日以内を目安にお振り込みいたしますので、通帳記帳により入金の確認を行ってください。
なお、振込人名は「ミナカミマチカイケイカンリシヤ」です。

9 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- (1) 虚偽記載、その他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) みなかみ町補助金等に関する規則、みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱の内容などの条件に違反したとき。

1 0 注意事項

- (1) 申請書などの記入方法は、別添の記入例を参照してください。
- (2) 使用する印鑑は、全ての書類で同じものを使用してください。
※印鑑は認印などでも結構です。
- (3) 申請書などの書類の記載内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、その上に申請書などに使用している印鑑を押印してください。
※適切な訂正が行われていない場合は、再度書類の作成をお願いしますのでご注意ください。

1 1 お問い合わせ先

みなかみ町役場 生活水道課 環境政策グループ

〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑318 (役場本庁舎地下2階)

電話 0278-25-5003 (直通)

電話 0278-62-2111 (内線224・225)

FAX 0278-20-2003

Eメール office-kankyo@town.minakami.gunma.jp